

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月24日

【報告者の名称】 株式会社M C J

【報告者の所在地】 埼玉県春日部市緑町六丁目14番53号

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番2号大手町プレイスイーストタワー
6階

【電話番号】 03-6739-3403

【事務連絡者氏名】 取締役 石戸 謙二

【縦覧に供する場所】 株式会社M C J
(埼玉県春日部市緑町六丁目14番53号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社M C Jをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、ビーシーピーイー メタ ケイマン エルピー (BCPE Meta Cayman, L.P.)をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出事由】

当社が2026年2月6日付で提出した意見表明報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

3 . 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

3 【訂正前の内容及び訂正後の事項】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 意見の根拠及び理由

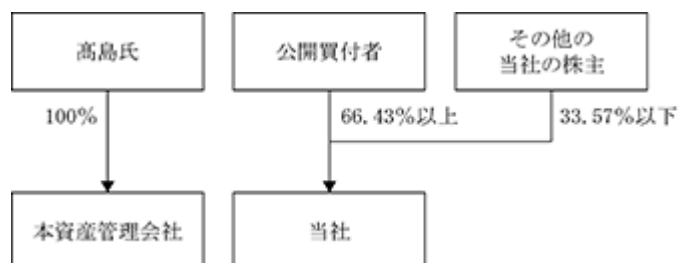
本公開買付けの概要

【変更前】

< 前略 >

本公開買付け成立後(2026年3月末以降)

高島氏は本応募株式(所有割合34.36%)を本公開買付けに応募し、本公開買付けの成立により所有割合が0%になるとのことです。



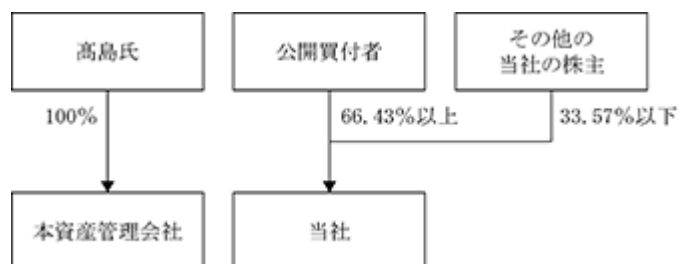
< 後略 >

【変更後】

< 前略 >

本公開買付け成立後(2026年4月中旬以降)

高島氏は本応募株式(所有割合34.36%)を本公開買付けに応募し、本公開買付けの成立により所有割合が0%になるとのことです。



< 後略 >

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

【変更前】

< 前略 >

以上の交渉を経て、公開買付者は2026年2月5日、本公開買付価格を2,200円とし本公開買付けを実施することを決定したとのこと。

< 後略 >

【変更後】

< 前略 >

以上の交渉を経て、公開買付者は2026年2月5日、本公開買付価格を2,200円とし本公開買付けを実施することを決定したとのこと。

その後、公開買付者は、2026年2月6日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供するため、2026年3月24日、本公開買付けの公開買付期間を2026年4月7日まで延長し、合計40営業日とすることを決定したとのこと。

< 後略 >

- (6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

【変更前】

< 前略 >

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおいては、当該期間よりも長期の30営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

< 後略 >

【変更後】

< 前略 >

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおいては、当該期間よりも長期の40営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

< 後略 >

以上